

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改 正 案

第一条～第九条 略

(出先機関の名称、分掌事務等)
 第十条 出先機関の名称、位置、所管区域、内部組織及び分掌事務は次のとおりとする。

名称	小松教育事務所	金沢教育事務所	中能登教育事務所	奥能登教育事務所
位置	小松市 島田町	金沢市 広坂二丁目	七尾市 小島町	輪島市 三井町
所属区域	江沼郡、加賀市、能美郡、小松市	石川郡、松任市、河北郡、かほく市、金沢市	羽咋郡、羽咋市、鹿島郡、七尾市	鳳至郡、輪島市、珠洲市
内部組織	総務課	管理課	指導課	社会教育課
係	庶務係			
分掌事務	1 所掌事務に係る予算の執行に関すること。 2 市町村立小学校、中学校及び養護学校の教職員の人事に関すること。 3 市町村立小学校、中学校及び養護学校及び定時制高等学校の教職員の給与に関すること。 4 市町村立幼稚園、小学校、中学校及び養護学校教育の指導に関すること。 5 社会教育の指導に関すること。 6 教育調査及び報告に関すること。 7 市町村教育委員会との連絡、指導に関すること。 8 その他教育委員会が特に定める事務に関すること。			

第十一条～第十六条 略

現 行

第一条～第九条 略

(出先機関の名称、分掌事務等)
 第十条 出先機関の名称、位置、所管区域、内部組織及び分掌事務は次のとおりとする。

名称	小松教育事務所	金沢教育事務所	中能登教育事務所	奥能登教育事務所
位置	小松市 島田町	金沢市 広坂二丁目	七尾市 小島町	輪島市 三井町
所属区域	江沼郡、加賀市、能美郡、小松市	石川郡、松任市、河北郡、金沢市	羽咋郡、羽咋市、鹿島郡、七尾市	鳳至郡、輪島市、珠洲市
内部組織	総務課	管理課	指導課	社会教育課
係	庶務係			
分掌事務	1 所掌事務に係る予算の執行に関すること。 2 市町村立小学校、中学校及び養護学校の教職員の人事に関すること。 3 市町村立小学校、中学校及び養護学校及び定時制高等学校の教職員の給与に関すること。 4 市町村立幼稚園、小学校、中学校及び養護学校教育の指導に関すること。 5 社会教育の指導に関すること。 6 教育調査及び報告に関すること。 7 市町村教育委員会との連絡、指導に関すること。 8 その他教育委員会が特に定める事務に関すること。			

第十一条～第十六条 略